

埼玉県建築物耐震改修等補助制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、埼玉県建築物耐震改修促進計画に基づき、第2条第3項第四号から第九号に掲げる建築物の耐震診断、耐震補強設計、建替設計、耐震改修工事、建替工事及び除却工事を実施するにあたり、これに要する費用の一部を補助することにより、建築物の耐震化を促進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「民間建築物耐震改修等補助事業」とは、社会資本整備総合交付金交付要綱（以下「国交付要綱」という。）又は地域防災拠点建築物整備緊急促進事業制度要綱（以下「緊促制度要綱」という。）に基づき、行われる次の事業（以下「補助対象事業」という。）に要する費用を補助する事業をいう。

- 一 国交付要綱附属第Ⅱ編第1章イ及びロー16-(12)-①の3の一のイ又は二のイの耐震診断（以下「耐震診断事業」という。）
 - 二 国交付要綱附属第Ⅱ編第1章イ及びロー16-(12)-①の3の一のハ又は二のハの耐震改修又は建替えの設計（以下「耐震補強設計・建替設計事業」という。）
 - 三 国交付要綱附属第Ⅱ編第1章イ及びロー16-(12)-①の3の三号ロ、四又は五の耐震改修又は建替えの工事（擁壁の耐震改修を除く）（以下「耐震改修工事・建替工事業」という。）
 - 四 国交付要綱附属第Ⅱ編第1章イ及びロー16-(12)-①の3の三号ロ又は四号の除却の工事（擁壁の除却の工事を除く）（以下「除却工事業」という。）
 - 五 緊促制度要綱第3第1項第二号イ、第三号イ、第四号イ、第五号イ又は第六号イの耐震診断（擁壁の耐震診断を除く）（以下「緊促耐震診断事業」という。）
 - 六 緊促制度要綱第3第1項第一号イ、第二号ロ、第三号ロ、第四号ロ、第五号ロ又は第六号ロの耐震改修又は建替えの設計（擁壁の耐震改修又は建替えの設計を除く）（以下「緊促耐震補強設計・建替設計事業」という。）
 - 七 緊促制度要綱第3第1項第一号ロ、第二号ハ、第三号ハ、第四号ハ、第五号ハ又は第六号ハの耐震改修又は建替えの工事（擁壁の耐震改修又は建替えの工事を除く）（以下「緊促耐震改修工事・建替工事業」という。）
 - 八 緊促制度要綱第3第1項第一号ロ、第二号ハ又は第六号ハの除却の工事（擁壁の除却の工事を除く）（以下「緊促除却工事業」という。）
- 2 この要綱において「緊急輸送道路閉塞建築物耐震化支援事業」とは、第3項第六号又は第九号に定める建築物の耐震診断事業に対する所管行政庁市の補助事業を支援する事業をいう。
- 3 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 所管行政庁市
建築基準法（昭和25年法律第201号）第4条第1項又は同条第2項の規定により建築主事を置く市町村。
 - 二 施行者
補助対象事業を行う建築物の所有者等。
 - 三 所有者等
所有権、地上権及び賃借権を有する者（国、地方公共団体又は独立行政法人等を除く）。
 - 四 多数の者が利用する建築物
建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第14条第1号に掲げる学校、病院、劇場、百貨店、事務所、老人ホーム等の建築物。
 - 五 耐震化促進建築物
法第14条第3号に該当する建築物のうち、都市整備部長が定める主要な路線（以下

「重点23路線」という。)沿道にある木造以外の建築物で3以上の階数を有し、又は工場、倉庫の用途に供するもので床面積の合計が500㎡以上の建築物。

六 緊急輸送道路閉塞建築物

多数の者が利用する建築物のうち法第14条第3号の要件を満たすもの及び耐震化促進建築物。

七 特定耐震化促進建築物

耐震化促進建築物のうち「迂回路のない路線」として都市整備部長が定める路線沿道にある建築物。

八 要緊急安全確認大規模建築物

法附則第3条第1項に規定する建築物。

九 耐震診断義務化路線閉塞建築物

法第5条第3項第二号より、耐震診断が義務化された路線に接する閉塞建築物。

(事業要件)

第3条 第2条第1項の補助対象事業は、次に掲げる要件を満たしたものでなければならない。

一 所有者等が行うものであること。

二 交付申請書の提出日の属する年度の3月15日までに完了するものであること。

三 耐震診断事業、緊促耐震診断事業、耐震補強設計・建替設計事業及び緊促耐震補強設計・建替設計事業については、次のいずれかの者が行うものであること。

ア 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する一級建築士

イ その他知事がアに掲げる者と同等の能力を持つと認めた者

四 耐震改修工事・建替工事事業及び除却工事事業、緊促耐震改修工事・建替工事事業、緊促除却工事事業については、次のいずれかの者が行うものであること。

ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に規定する建設業者

イ その他知事がアに掲げる者と同等の能力を持つと認めた者

五 知事が必要と認めた場合は、耐震判定委員会等の評価を得たものであること。

六 対象とする建築物は、次に掲げる要件を満たしたものであること。

ア 埼玉県内(さいたま市を除く)の建築物であること。

イ 第2条第3項第四号から第九号に掲げる建築物(所管行政庁市内にある建築物を除く)であること。ただし、特定耐震化促進建築物又は耐震診断義務化路線閉塞建築物において同条第1項第六号から第八号の補助対象事業についてはこの限りではない。

ウ 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された建築物であること。

エ 第2条第1項第二号から第四号又は第六号から第八号の補助対象とする建築物は、 I_s 値(構造耐震指標)が0.6未満又はこれと同等の耐震性能であること。

オ 第2条第1項第二号、第三号、第六号又は第七号のうち、建替えの補助対象とする建築物は、第2条第3項第四号及び第八号に掲げるものについては I_s 値(構造耐震指標)が概ね0.3未満の耐震性能であること。

カ 第2条第1項第二号又は第六号の補助対象事業のうち建替え後の建築物は、この要綱に基づく補助申請を提出する時点において、建築基準法第6条又は第6条の2に基づく建築確認申請を提出していないものであること。

(キ 削除)

2 第2条第2項の事業において支援の対象とする補助事業は、次に掲げる要件を満たしたものでなければならない。

一 所管行政庁市(さいたま市を除く)が、施行者へ補助するものであること。

二 緊促制度要綱第3条第1項第二号イ又は第六号イの耐震診断であること。

三 補助の対象とする建築物が、次に掲げる要件を満たしたものであること。

ア 各々の所管行政庁市内の建築物であること。

イ 緊急輸送道路閉塞建築物又は耐震診断義務化路線閉塞建築物であること。

ウ 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された建築物であること。

3 第2条第1項及び第2項の事業の対象となりこの補助金の交付を受けた建築物の施行者

は、再度当該建築物においてそれぞれの事業でこの補助金を受けることはできない。

- 4 第2条第1項第三号又は第七号の事業の対象となりこの補助金の交付を受けた建築物の施行者は、再度当該建築物において同項第四号及び第八号の事業による補助金を受けることはできない。
- 5 施行者（個人、法人又は団体の場合をいう。以下同じ。）は次のアからカのいずれかに該当するときは、補助の対象とはならない。
 - ア 施行者が暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は施行者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - オ 補助事業を実施するに当たり、施行者が第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方がアからエまでのいずれかに該当することを知りながら当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - カ 補助事業を実施するに当たり、施行者がアからエまでのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（オに該当する場合を除く。）に、県又は所管行政庁市（さいたま市を除く）が施行者に対して当該委託契約等の解除を求め、施行者がこれに従わなかったと認められるとき。

（県の補助）

第4条 県は、予算の範囲内において、補助対象事業の施行者及び第2条第2項の事業において支援の対象とする補助事業を行う所管行政庁市に対し、当該事業に要する費用の一部を補助することができる。

（補助金の交付）

第5条 補助金の交付については、別に定める「埼玉県民間建築物耐震改修等補助事業交付要領」及び「埼玉県緊急輸送道路閉塞建築物耐震化支援事業交付要領」の規定に基づき実施するものとする。

（指導、監督）

- 第6条 知事は、補助対象事業の施行者、耐震診断の診断者、耐震補強設計若しくは建替設計の設計者並びに耐震改修工事、建替工事若しくは除却工事の施工者（以下「施行者等」という。）に対して、補助対象事業の計画又は施工の状況等に関する報告を求めることができる。
- 2 知事は、補助対象事業を実施している施行者等に対して、補助対象事業の適正な執行を確保するために必要な措置を命じ、又は必要な助言、勧告を行うことができる。

（実施の細目）

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則
この要綱は、平成19年8月1日から施行する。
附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。